平成２９年（フ）第１５０号
秋田市新屋比内町７番２号　市営住宅12―106号
破産者　播磨　優介
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３２号
秋田市牛島東７丁目18番39号
破産者　ＦＯＲＴＵＮＥ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ株式会社
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４号
新潟県上越市本町６丁目１番18号
破産者　株式会社タダエンターティンメント
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１３１号
東京都小金井市貫井南町１―27―14　ブルースカイ大沢301号、住民票上の住所山形市和合町１丁目１番45号、前住所山形市五十鈴３丁目９番23―401号　アドリームＳ
破産者　深瀬　義之
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第３０号
山形市荒楯町２丁目６番20号
破産者　株式会社ダイイチ
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３９０号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目31番24―902号
破産者　株式会社万葉亭
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０４１号
大阪府東大阪市西堤学園町２丁目１番22号
破産者　日研精密工業株式会社
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４２号
兵庫県三木市別所町近藤34番地
破産者　株式会社ヒサキ
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４６号
広島県福山市王子町２丁目８番20号
破産者　株式会社アパレル・ルック
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３３号
広島県三次市十日市町3862番地の１
破産者　升本建設株式会社
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第１２５９号
福岡市博多区博多駅東１丁目17番地１号　福岡県福岡東総合庁舎４階福岡県Ｒｕｂｙ・コンテンツ産業振興センターオフィス12
破産者　株式会社ラインズマン
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２２８３号
横浜市神奈川区栄町11番地９
破産者　株式会社エッシー
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１８２１号
神奈川県鎌倉市大船４丁目21番43号　メゾニティー３番館　101号室
破産者　飯富　正雄
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３９１号
横浜市鶴見区小野町28番地３　サンクレイドル鶴見503、前住所横浜市鶴見区鶴見中央５丁目31番24―902号
破産者　大村　新吾
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７１号
静岡県浜松市中区神田町370番地の11
破産者　林　　里美
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２９６号
静岡県浜松市中区田町223番地の21　ビオラ田町1207号室、開始決定時の住所静岡県浜松市中区葵西３丁目16番13号
破産者　伊藤　和人
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１７２９号
名古屋市港区辰巳町41番15号　メゾンルピナス901号
破産者　平田貴美惠
1　決定年月日　平成30年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部